

議案第62号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。<u>以下「法」という。</u>）第16条第4項の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門学校（以下「専門学校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(受講料の徴収)</u></p> <p>第4条 <u>専門学校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の職業訓練を受ける者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）は、受講料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第4項の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門学校（以下「専門学校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

圏内で規則で定める。

(規則への委任)

第5条 略

(規則への委任)

第4条 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。